

入札説明書

京都府における会計伝票精査等業務委託に係る入札公告（令和7年4月16日）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年4月16日

2 契約担当者 京都府知事

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府庁内1号館1階 京都府 会計課
電話番号 075-414-5406
FAX 075-414-5424
メールアドレス kaikai@pref.kyoto.lg.jp

4 入札に関する事項

- (1) 業務の名称及び数量
会計伝票精査等業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等
別添「京都府会計伝票精査等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務を行う期間
令和7年7月1日から令和10年6月30日まで
ただし、令和7年6月1日から令和7年6月30日までを業務引継期間とする。
- (4) 業務を行う場所
京都府が指定する場所

5 入札説明会の日時及び場所

令和7年5月7日（水）午前10時30分
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 府庁別館第3会議室

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 令和7年5月22日（木）午前10時30分
 - イ 場所 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 府庁旧本館2-N会議室

(2) 入札の方法

- ア 入札書持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその商号又は名称）及び「京都府会計伝票精査等業務の委託に係る入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあってはこの限りでない。
- エ 資格審査の結果、資格を有すると認められたものが1名であっても、原則として入札を執行する。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 一般競争入札参加資格審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

(3) 入札書の訂正

- 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札書の引換等

- 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 不公正な入札

- 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 仕様書等の説明

入札者は、入札説明書並びに仕様書、契約書及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、質問書により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

質問書は次のとおり受け付ける。なお、回答内容は仕様書の一部として入札条件になる。

- ア 提出期限 令和7年5月12日（月）午後5時まで
- イ 提出方法 電子メールにより3に記載の担当部局あて提出すること
- ウ 回答 令和7年5月19日（月）までに10の京都府会計伝票精査等業務の委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載された者に対して電子メールにより回答する。

(7) 入札書に記載する金額【注意して下さい】

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、委託契約は月額契約であり、かつ36箇月間の長期継続契約であるため、入札書に記載する金額は月額の契約希望金額の110分の100に相当する額を36倍した金額とすること。

(8) 開札

- ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

また、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の入札

(11) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

7 入札に参加できない者

次の各号に該当する者は、一般競争入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者（次に掲げる者であって、その事実がなくなった後、2年間を経過しない者を含む。）
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後、2年間を経過しない者を含む）
- (4) この入札の対象となる国又は地方公共団体における会計伝票精査等業務に関する契約実績において次のいずれかに該当する者
- ア この入札の日前、2年間において、その者の責めに帰すべき事由により当該契約を解除された者
 - イ この入札の日前1年間において、当該契約に基づき賠償する責めに任ずべき損害を2回以上生じさせた者

8 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 次のアからオまでのいずれにも該当する者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。
- ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納していない者
 - イ 令和7年4月1日現在において、直前2営業年度以上の営業実績を有している者
 - ウ 一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者以外の者
 - エ 国又は地方公共団体における会計伝票精査業務を1年以上受託した実績を有する者で、京都府が発注する会計伝票精査業務を確実に履行できると認められる者
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) その他入札説明書において示す条件を満たす者であること。

9 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書（第1号様式）を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間等

令和7年4月16日（水）から令和7年5月12日（月）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(2) 提出場所

京都府会計課総務係

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁内1号館1階

(3) 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に持参すること。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 法人にあつては商業登記事項証明書及び定款、個人にあつてはその者の本籍地市区町村長が発行する身分証明書等

イ 府税納税証明書、消費税及び地方消費税について納税証明書（未納税額がないことの証明）

ウ 営業経歴書（第2号様式）

エ 営業実績調書（第3号様式）

オ 法人にあつては2営業年度分の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書及び剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書）、個人にあつては2年分の所得税の確定申告書の写し

カ 取引使用印鑑届（第4号様式）

キ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状（第5号様式）

ク 国又は地方公共団体における会計伝票精査等業務を1年以上受託した実績があることを証する書類（第6号様式）

ケ 誓約書（第7号様式）

コ 返信用封筒（第一種定形郵便物に所在地、商号等を記入し 110 円分の切手を貼付したもの）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求められることがある。

(6) その他

申請書等の作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

10 参加資格を有する者の名簿への登載

7 及び 8 について参加資格があると認定された者は、京都府会計伝票精査等業務の委託に係る一般競争入札参加資格認定名簿に登載される。

11 資格審査結果の通知

令和 7 年 5 月 1 5 日（木）発出予定 申請書等を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、11 による資格審査の結果を通知した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

13 変更届

申請書を提出した者（10 の名簿に登載されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届（第 8 号様式）により当該変更に係る事項を京都府知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあつては、氏名

14 参加資格の承継

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（7 に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

- イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族
 - ウ 個人が法人を設立したときは、その法人
 - エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人
 - オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人
- (2) (1) により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（第9号様式。以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
- (3) (2) により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

15 参加資格の取消し

- (1) 参加資格を有する者が当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。
- (2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。
- ア 契約の履行に当たり、故意に成果品の製造を粗雑にし、又は成果品の品質、内容、数量等に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

16 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

17 入札保証金

規則第147条第2項第3号の規定により免除する。

18 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する。

19 契約保証金

規則第 159 条第 2 項第 7 号の規定により免除する。

20 契約書の作成の要否

要する。(別添契約書により作成するものとする。)

21 その他

- (1) 1 から 20 までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。